

法務省人文第41号
平成28年2月18日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

法務大臣 岩城光英



平成28年1月19日受付第674号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

司法修習生に対する採用のための勧誘行為自粛について、開始当初から現在までの間に、法務省が最高裁及び日弁連との間で授受した文書（実質的な協議に関する文書を含む。）

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求（異議申立て）をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求（異議申立て）をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求（異議申立て）をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決（決定）の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等 法務省大臣官房人事課文書係 電話 03-3580-4111（内線2105）